

久留米学園高等学校の授業料等に対する支援制度について

(平成30年度実績)

久留米学園高等学校に通う生徒には、授業料の軽減等について、国と福岡県から次のような支援があります。また、これらの制度は同時に受けることができます。

なお、以下の制度はあくまでも平成30年度の実績であり、現時点で確約するものではありません。今後、変更の可能性もあります。

	支援の内容	支援の対象者		支援の対象となる納付金	支援の金額(上限)
1	就学支援金 (国)	保護者等の 道府県民税 及び市町村 民税所得割 額の合計が 右記の世帯	507,000円以上	授業料	月額 0円
			257,500円～506,999円		月額 9,900円
			85,500円～257,499円		月額 14,850円
			1円～85,499円		月額 19,800円
			0円(非課税)		月額 22,000円
2	保護者負担軽減 (福岡県)	全員		授業料および教育充実費等	月額 500円
3	授業料軽減 (福岡県)	生活基準が要件※1に該当する世帯 (要件※1については下段 注記※1を参照下さい)		授業料および教育充実費等	月額 9,900円まで

【注 記】

〈※1:生活基準要件〉

- 生活保護世帯 ●所得税非課税世帯 ●市町村民税(所得割)非課税世帯
- 国民年金保険料免除世帯 ●児童扶養手当受給世帯 ●就学援助受給世帯
- 家計急変世帯など

高校生等奨学給付金制度について

福岡県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

制度の概要

◆対象となる世帯と生徒1人当たりの支給額(年額)

- ①生活保護受給世帯.....52,600円
- ②道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税世帯.....89,000円
- ③道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯.....138,000円

◆支給方法

保護者等の指定口座に振り込みます。